

別 添

福島県土地改良事業測量作業規程

福島県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局「測量作業規程」（令和 7 年 7 月 1 8 日付け国国地第 3 9 号）を準用する。

この場合において、測量作業規程の第 1 条第 1 項及び第 2 項の「農林水産省地方農政局」とあるものは「福島県」と読み替えるものとする。

第1編 総則

(目的及び適用範囲)

第1条 この作業規程（以下「規程」という。）は、**農林水産省地方農政局**が行う測量について、その作業方法等を定めることにより規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とする。

2 この規程は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づいて国土交通大臣の承認を得たものであり、**農林水産省地方農政局**の行う測量は、他の特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(測量の基準)

第2条 この規程を適用して行う測量において、位置は、特別の事情がある場合を除き、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に規定する世界測地系に従う直角座標及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さ（以下「標高」という。）により表示するものとする。

(測量法の遵守等)

第3条 測量計画機関（以下「計画機関」という。）、測量作業機関（以下「作業機関」という。）及び作業に従事する者（以下「作業者」という。）は、作業の実施に当たり、法を遵守しなければならない。

2 この規程において、使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

(関係法令等の遵守等)

第4条 計画機関、作業機関及び作業者は、作業の実施に当たり、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全、個人情報の保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。

(測量の計画)

第5条 計画機関は、測量を実施しようとするときは、目的、地域、作業量、期間、精度、方法等について適切な計画を策定しなければならない。

2 計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における他官公庁及び地方公共団体等他の計画機関の基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果、測量記録及びその他必要な資料（以下「測量成果等」という。）の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めなければならない。

3 計画機関は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書（以下「製品仕様書」という。）を定めなければならない。

一 製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS)」(以下、「JPGIS」という。)に準拠するものとする。

二 製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、この規程の各作業工程を適用するものとする。ただし、この規程における各作業工程を適用しない場合は、JPGISによる